

徳島県告示第二百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和七年五月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハローズ国府店A敷地

徳島市国府町観音寺字矢三田六〇三番地一ほか

- 二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和六年徳島県告示第五百九十四号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

- 三 法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

- 1 駐車需要の充足等交通に係る事項

必要台数を十分確保し、周辺交通の妨げにならないよう対策を講じること。

駐車場の用に供する部分については、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）等の基準によること。

出入口付近の交通渋滞対策及び安全対策を講じること。

- 2 歩行者の通行の利便の確保等

歩行者の安全を確保し、周辺市道に損傷が生じないよう対策を講じること。
全ての人が安全かつ快適に利用できる施設となるよう配慮すること。

- 3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

店舗内から発生する一般廃棄物は、可燃ごみ又は資源ごみに分別し、減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めること。
古紙類については、リサイクルのため古紙問屋に搬入すること。

一般廃棄物の発生の抑制及び再利用並びに適正な処理については、徳島市の施策に協力すること。

- 4 騒音の発生に係る事項

施設の運営時における騒音発生の低減に努めること。

周辺住民の間に騒音問題が発生した場合は誠実に対応すること。

- 5 廃棄物に係る事項等

店舗内から発生する廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に適正に分別すること。
分別した廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理すること。

- 6 街並みづくり等への配慮等

周辺景観との調和や街並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠、形態、色彩等は避けること。

建築物の屋根及び外壁並びに屋外広告物の意匠及び形態は、周辺の景観に配慮したものとし、色彩は、親しみやすく落ち着いた色調とすること。

地区周辺の既存住宅地や隣接する市街化調整区域との連続性に配慮した建築物等を誘導すること。

周辺の農用地や住宅地等との調和を保つこと。

国府町観音寺地区地区計画の目標、区域の整備・開発及び保全に関する方針並びに地区整備計画を遵守すること。

四 意見の縦覧場所及び期間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年五月九日から同年六月九日まで